

「業務改善助成金特例コース」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい 中小企業事業者を支援する助成金がありました

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

申請期限：令和4年3月31日まで

賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までには遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費（＝関連する経費）についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者

令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。）

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

就業規則等により、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること

就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。

生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと

生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率

| 助成額 | 助成率 |
|---------|----------------------------|
| 最大100万円 | 3 / 4 対象経費の合計額×補助率3 / 4 |

助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

| | |
|------------------|-------------------------------------------------------------|
| A 生産向上等に資する設備投資等 | 機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象 |
| B 関連する経費 | 広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など |

「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

特例コースの活用

ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
（締切は令和4年3月31日（木））¹

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施²

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支給

1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。
また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

2 交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

助成額の上限

| 上限額 | 引き上げ労働者数 | 1人 | 30万円 |
|-----|----------|-------|------|
| | | 2人～3人 | 50万円 |
| | 4人～6人 | 70万円 | |
| | 7人以上 | 100万円 | |

助成金の要綱・要領や、申請書の記載例を掲載している「申請様式」等は、こちらからダウンロードできます。



【参考】

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

特例コースの活用例（「関連する経費」の助成対象の拡充）

生産性や労働能率の向上を図るための特例コースの活用例を紹介します。

| | デリバリーサービスを拡大 | サテライトオフィスを設置 |
|-------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| A 生産性向上等に役立つ設備投資等 | 飲食店でデリバリーサービスを拡大するに当たり、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入 | サテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整備するため、テレワーク関連機器を新たに導入 |
| + | | |
| B 関連する経費 | これまでの店舗内飲食だけでなく、さらにデリバリー・サービスを拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝（広告宣伝費）を実施 | テレワーク関連機器の導入に合わせて、コピー機、プリンター、事務机・椅子等も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備 |
| 成果 | 配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上 | オフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務効率化が図られ、生産性が向上 |

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号：03（6388）6155（受付時間 平日8:30～17:15）

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です。

業務改善助成金の特例コースの活用例

(「関連する経費」の助成対象の拡充)

<ケース 1>

飲食店において、配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上した例

通常コースの取扱い

デリバリー用バイクの導入

【助成対象】

デリバリーサービスを拡大するに当たり、ワゴン車だけでなく、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入



広告宣伝費の活用

【対象外】

~~これまでの店舗内飲食だけでなく、デリバリーサービスをさらに拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝を実施~~



現行制度では広告宣伝費は認められていない。

特例コースの取扱い

デリバリー用バイクの導入

デリバリーサービスを拡大するに当たり、ワゴン車だけでなく、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入



広告宣伝費の活用

【特例の対象経費】

これまでの店舗内飲食だけでなく、デリバリーサービスをさらに拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝を実施



<ケース 2>

サテライトオフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務の効率化が図られ、生産性が向上した例

通常コースの取扱い

テレワーク機器を導入

【助成対象】

新たにサテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整えるため、テレワーク関連機器を新規に導入



備品等購入費の活用

【対象外】

~~テレワーク関連機器導入に合わせて、「コピー機、プリンター、事務机・椅子等」も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備~~



現行制度では備品等購入費は認められていない。

特例コースの取扱い

テレワーク機器を導入

新たにサテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整えるため、テレワーク関連機器を新規に導入



備品等購入費の活用

【特例の対象経費】

テレワーク関連機器導入に合わせて、「コピー機、プリンター、事務机・椅子等」も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備



1月開催



福岡県 令和3年度雇用維持・安定支援事業

新型コロナウイルス感染症で雇用の維持にお困りの県内企業の皆様へ

労務管理の専門家(社会保険労務士)にご相談ください!

- ◎雇用調整助成金、産業雇用安定助成金など雇用関係助成金について申請に向けたアドバイスを受けたい
- ◎助成金の申請に向けてどの書類が必要かわからない
- ◎時差通勤や特別休暇の制度を新たに設けるためにアドバイスを受けたい
- ◎労使協定の締結や就業規則の整備等の労務管理について相談したい



対象

県内企業・事業所

申込方法

WEBで申込→福岡県庁HPにアクセスし、案内に従ってお申込みください。

福岡県庁 雇用維持・安定支援事業

で検索

お電話で申込→下記問合せ先にご連絡ください。



| 地区 | 日程 | 時間 | 場所 |
|-----|----------|---------|-------------------------------|
| 福岡 | 1月 7日(金) | 13時~17時 | アザレアホール須恵 (糟屋郡須恵町大字上須恵1180-1) |
| | 1月13日(木) | | 福岡西総合庁舎 (福岡市中央区赤坂1-8-8) |
| | 1月21日(金) | | 篠栗町商工会館 (糟屋郡篠栗町中央1-1-17) |
| | 1月26日(水) | | 糸島市役所 (糸島市前原西1-1-1) |
| 北九州 | 1月12日(水) | 13時~17時 | 水巻町商工会館 (遠賀郡水巻町頃末北1-9-7) |
| | 1月13日(木) | | 行橋市役所 (行橋市中央1-1-1) |
| | 1月19日(水) | | 中間商工会議所 (中間市長津1-7-1) |
| | 1月26日(水) | | 三原文化会館 (京都郡苅田町富久町1-19-1) |
| 筑後 | 1月14日(金) | 13時~17時 | 広川町産業展示会館 (八女郡広川町大字日吉1164-6) |
| | 1月20日(木) | | 田主丸町商工会館 (久留米市田主丸町田主丸510-4) |
| | 1月26日(水) | | 柳川商工会館 (柳川市本町117-2) |
| | 1月27日(木) | | 大木町商工会館 (三潞郡大木町大字八町牟田255-1) |
| 筑豊 | 1月13日(木) | 13時~17時 | 宮若商工会議所 (宮若市宮田3673-3) |
| | 1月14日(金) | | 飯塚総合庁舎 (飯塚市新立岩8-1) |
| | 1月20日(木) | | 鞍手町総合福祉センター (鞍手郡鞍手町新延414-1) |
| | 1月26日(水) | | 嘉麻市役所 (嘉麻市岩崎1180-1) |

※2月以降も実施予定です。最新の実施予定は、上記福岡県ホームページに掲載します。

【お問合せ】 福岡県福祉労働部労働局労働政策課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 TEL:092-643-3587 FAX:092-643-3588

E-mail:rosei@pref.fukuoka.lg.jp (受付時間:月~金 8:30~17:15 土日祝 休み)

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主の皆さまへ

企業の規模を問わず、 雇用調整助成金は短時間休業にも ご活用いただけます！

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴い事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、閉店時間を早め、所定労働時間の一部について休業とする場合にもご活用いただけます。

1人1日あたりの助成額

「休業を実施した場合に支払った

休業手当に相当する額 × 「**助成率 (2/3~10/10)**」

(1人1日あたりの上限額 13,500円もしくは15,000円) ※判定基礎期間の初日が令和3年12月までの場合

雇用調整助成金の短時間休業への活用例

- シフト制における短時間休業にも活用可能です
(例：営業時間短縮によりシフト減した労働者の短時間休業)
- 部署や部門ごとの短時間休業にも活用可能です
(例：業績の落ち込んだ一部のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業)
- 職種等に応じた短時間休業にも活用可能です
(例：常時配置が必要な労働者以外の労働者の短時間休業)

学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方も対象(*)

(*) 「緊急雇用安定助成金」として支給されます

雇用調整助成金等のお問合せ先

〈福岡助成金センター 雇用調整助成金分室〉

【電話】092-402-0537

【受付時間】8:30~17:15 (土日・祝日、年末年始除く)



〈雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター〉

【電話】0120-60-3999

【受付時間】9:00~21:00 (土日・祝日含む)



※上記の情報は令和3年12月10日時点のものです。最新の情報は、厚生労働省ホームページでご確認ください。

令和3年度雇用維持・安定支援事業（福岡県事業）について

福岡県では、雇用調整助成金をはじめとする雇用関係助成金の活用を考えている県内企業等の皆さまに対し、労務管理の専門家（社会保険労務士）による個別相談会などを行っております。詳細は裏面をご確認ください。



2月開催



福岡県 令和3年度雇用維持・安定支援事業

新型コロナウイルス感染症で雇用の維持にお困りの県内企業の皆様へ

労務管理の専門家(社会保険労務士)にご相談ください!

◎雇用調整助成金、産業雇用安定助成金など雇用関係助成金について申請に向けたアドバイスを受けたい

◎助成金の申請に向けてどの書類が必要かわからない

◎時差通勤や特別休暇の制度を新たに設けるためにアドバイスを受けたい

◎労使協定の締結や就業規則の整備等の労務管理について相談したい

対象

県内企業・事業所

申込方法

WEBで申込→福岡県庁HPにアクセスし、案内に従ってお申込みください。

福岡県庁 雇用維持・安定支援事業

で検索

お電話で申込→下記問合せ先にご連絡ください。



| 地区 | 日程 | 時間 | 場所 |
|-----|----------|---------|-----------------------------|
| 福岡 | 2月 3日(木) | 13時~17時 | 志免町商工会館 (糟屋郡志免町志免中央1-14-10) |
| | 2月 9日(水) | | 福岡西総合庁舎 (福岡市中央区赤坂1-8-8) |
| | 2月17日(木) | | 糸島市商工会 (糸島市前原北1-1-1) |
| | 2月24日(木) | | 福岡西総合庁舎 (福岡市中央区赤坂1-8-8) |
| 北九州 | 2月 3日(木) | 13時~17時 | 遠賀町中央公民館 (遠賀郡遠賀町大字今古賀513) |
| | 2月10日(木) | | 岡垣町東部公民館 (遠賀郡岡垣町東松原1-3-2) |
| | 2月10日(木) | | 遠賀町商工会 (遠賀郡遠賀町遠賀川2-6-18) |
| | 2月22日(火) | | 八幡総合庁舎 (北九州市八幡西区則松3-7-1) |
| 筑後 | 2月 4日(金) | 13時~17時 | 大川市役所 (大川市大字酒見256-1) |
| | 2月 9日(水) | | 筑後商工会館 (筑後市大字和泉字前田118-1) |
| | 2月15日(火) | | 柳川市役所大和庁舎 (柳川市大和町鷹ノ尾120) |
| | 2月24日(木) | | みやま市役所 (みやま市瀬高町小川5) |
| 筑豊 | 2月 2日(水) | 13時~17時 | 飯塚総合庁舎 (飯塚市新立岩8-1) |
| | 2月 8日(火) | | 香春町町民センター (田川郡香春町大字高野987-1) |
| | 2月18日(金) | | 田川市役所 (田川市中央町1-1) |
| | 2月25日(金) | | 直方総合庁舎 (直方市日吉町9-10) |

※3月以降も実施予定です。最新の実施予定は、上記福岡県ホームページに掲載します。

【お問合せ】 福岡県福祉労働部労働局労働政策課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 TEL:092-643-3587 FAX:092-643-3588

E-mail:rosei@pref.fukuoka.lg.jp (受付時間:月~金 8:30~17:15 土日祝 休み)

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主の皆さまへ

企業の規模を問わず、 雇用調整助成金は短時間休業にも ご活用いただけます！

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴い事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、閉店時間を早め、所定労働時間の一部について休業とする場合にもご活用いただけます。

1人1日あたりの助成額

「休業を実施した場合に支払った

休業手当に相当する額 × 「**助成率 (2/3~10/10)**」

(1人1日あたりの上限額 9,000円から15,000円) ※判定基礎期間の初日が令和4年3月までの場合

雇用調整助成金の短時間休業への活用例

- シフト制における短時間休業にも活用可能です
(例：営業時間短縮によりシフト減した労働者の短時間休業)
- 部署や部門ごとの短時間休業にも活用可能です
(例：業績の落ち込んだ一部のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業)
- 職種等に応じた短時間休業にも活用可能です
(例：常時配置が必要な労働者以外の労働者の短時間休業)

学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方も対象(*)

(*) 「緊急雇用安定助成金」として支給されます

雇用調整助成金等のお問合せ先

〈福岡助成金センター 雇用調整助成金分室〉

【電話】092-402-0537

【受付時間】8:30~17:15 (土日・祝日、年末年始除く)



〈雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター〉

【電話】0120-60-3999

【受付時間】9:00~21:00 (土日・祝日含む)



※上記の情報は令和3年1月12日時点のものです。最新の情報は、厚生労働省ホームページでご確認ください。

令和3年度雇用維持・安定支援事業（福岡県事業）について

福岡県では、雇用調整助成金をはじめとする雇用関係助成金の活用を考えている県内企業等の皆さまに対し、労務管理の専門家（社会保険労務士）による個別相談会などを行っております。詳細は裏面をご確認ください。

